

# 岩手沿岸南部広域環境組合議会会議録

平成 22 年 11 月定例会

第 3 号

岩手沿岸南部広域環境組合事務局

平成 22 年岩手沿岸南部広域環境組合議会 11 月定例会会議録

---

平成 22 年 11 月 10 日水曜日

---

議 事 日 程 第 1 号

平成 22 年 11 月 10 日（水） 定例会

午前 11 時会議を開く

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の報告
- 第 4 管理者の報告
- 第 5 議案第 8 号 岩手沿岸南部広域環境組合の育児休業等に関する条例及び岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第 6 議案第 9 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に係る専決処分に関し承認を求めることについて
- 第 7 議案第 10 号 岩手沿岸南部広域環境組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- 第 8 議案第 11 号 平成 22 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算(第 2 号)
- 第 9 認定第 1 号 平成 21 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算

---

以 上

本日の会議に付した事件

第 1	会議録署名議員の指名	4
第 2	会期の決定	4
第 3	議長の報告	4
第 4	管理者の報告	4
第 5	議案第 8 号 岩手沿岸南部広域環境組合職員の育児休業等に関する 条例及び岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、 休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の専 決処分に関し承認を求めることについて	5
第 6	議案第 9 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の 数の増加及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変 更の協議に係る専決処分に関し承認を求めることにつ いて	6
第 7	議案第 10 号 岩手沿岸南部広域環境組合廃棄物の処理及び清掃に関 する条例	7
第 8	議案第 11 号 平成 22 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算 (第 2 号)	8
第 9	認定第 1 号 平成 21 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出 決算	9

---

出席議員(11名)

議 長	齋 藤	功 君
1 番	伊 藤	安 男 君
2 番	小 鯖	利 弘 君
3 番	菅 野	広 紀 君
4 番	菊 池	孝 君
5 番	岩 崎	松 生 君
6 番	菅 原	規 夫 君
7 番	三 浦	隆 君
8 番	高 橋	靖 君
11 番	藤 倉	泰 治 君
副議長	福 田	利 喜 君

---

欠席議員(2名)

9 番	平 松	福 一 君
10 番	平 田	武 君

---

説明のため出席した者

管 理 者	野 田 武 則 君
副 管 理 者	甘 竹 勝 郎 君
副 管 理 者	中 里 長 門 君
副 管 理 者	多 田 欣 一 君
副 管 理 者	加 藤 宏 暉 君
事 務 局 長	岩 間 正 行 君
総 務 課 長	中 井 吉 隆 君
事 業 課 長	北 野 和 敏 君
会 計 管 理 者	清 野 信 雄 君
監 査 委 員	佐 藤 稲 満 君

---

事務局職員出席者

総 務 課			
課 長 補 佐	菊 池 公 男		
幹 事	岩 間 成 好		
幹 事	寺 澤 英 樹		
幹 事	橋 本 英 雄		
幹 事	佐 々 々 賢 一		
幹 事	佐 々 々 木 美 保 子		

## 午前 11 時会議を開く

議長（斎藤 功君） 本日の出席議員は、11 名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

欠席の届出は、9 番、平松福一君、10 番、平田武君の 2 名であります。

只今から本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元の議事日程第 1 号により進めます。

---

議長（斎藤 功君） 日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員には、岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則第 70 条の規定により、議長において、4 番、菊池孝君、5 番、岩崎松生君の両名を指名いたします。

---

議長（斎藤 功君） 次に日程第 2、会期の決定を行います。

お諮りします。本定例会の会期は、本日 1 日間とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤 功君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 1 日間とすることに決定をいたしました。

---

議長（斎藤 功君） 次に日程第 3、議長の報告であります。

今次、定例会の審議案件として、お手元に配付いたしましたとおり、議案第 8 号から議案第 11 号までの議案 4 件、及び認定第 1 号の 1 件の送付がありましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。内容はお手元の写しのとおりでありますので、ご了承願います。

以上で議長の報告を終わります。

---

議長（斎藤 功君） 日程第 4、管理者の報告であります。

管理者、登壇願います。

〔管理者 野田武則君登壇〕

管理者（野田 武則君）

平成 22 年 11 月、岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会の開催にあたり、岩手沿岸南部クリーンセンターの整備運営に向けた現在の取り組み状況等に

ついて、ご報告申し上げます。

岩手沿岸南部クリーンセンターの整備につきましては、平成 20 年 8 月に契約を締結以降、2 年余りが経過いたしました。工場棟及び管理棟ともに予定通り工事が進み、ご案内のとおり、この 12 月 1 日には、炉の火入れ式と施設の見学会を開催できる運びとなりました。

これも、議員のみなさま方をはじめ関係各位のご支援とご協力の賜物と感謝いたしております。

今後は、来年 4 月の供用開始に向け、道路や緑地などの周辺環境整備を行うとともに、本年 12 月中旬から来年 3 月にかけて、実際にごみを搬入し、試運転を行いながら炉の性能検査などを行う予定となっております。

大船渡地区及び陸前高田市の中継施設からのごみを運搬する中継運搬業務につきましては、5 月の臨時会で債務負担行為を可決していただきましたが、この 9 月に入札を実施した結果、3 件とも予定価格内で落札し、無事契約することができましたので、来年 4 月の施設の供用開始とあわせ予定通り業務を開始できる見込みとなっております。

施設の供用開始に伴いまして、住民や事業者が直接施設に持ち込むごみ手数料につきましては、組合と構成市町及び大船渡地区環境衛生組合とで、半年以上にわたり協議を続けてまいりました。

本定例会には、その協議、検討結果を踏まえ、関係条例を提案させていただいておりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本日の定例会には、育児休業法の改正等に伴います当組合関係条例の専決、平成 21 年度組合会計歳入歳出決算、平成 22 年度組合会計補正予算などについてご提案しております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。私からの報告といたします。

議長（斎藤 功君） 以上で管理者の報告を終わります。

---

議長（斎藤 功君） 日程第 5、議案第 8 号 岩手沿岸南部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例及び岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

〔事務局長 岩間 正行君登壇〕

事務局長（岩間 正行君） 只今、議題に供されました議案第 8 号岩手沿岸南部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例及び岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

議案書の 1 ページをご覧ください。この条例は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、関係する 2 つの条例について所要の

改正を行おうとするものであります。

主な改正内容といたしまして、岩手沿岸南部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例におきましては、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず職員は育児休業、育児短時間勤務、及び部分休業をすることとする改正でございます。

次に、岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例におきましては、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、職員は育児又は介護のための早出、遅出勤務及び時間外勤務の制限を請求することができる改正、また、3歳に満たない子のある職員が、子を養育するために請求した場合には、職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならないこととする改正などでございます。

この、議案第8号につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、平成22年6月30日付けをもって専決処分を行い、即日交付いたしましたので、同条第3項の規定によりまして議会に報告し、承認を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（斎藤 功君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤 功君） 以上で質疑を終わります。これより議案第8号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤 功君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

議長（斎藤 功君） 日程第6、議案第9号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に係る専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 岩間正行君登壇〕

事務局長（岩間 正行君） 只今、議題に供されました議案第9号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に係る専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書の9ページをご覧願います。この議案は、平成22年10月1日に設

置された雫石・滝沢環境組合を、岩手県知事の許可のあった日から岩手県市町村総合事務組合に加入させ、雫石・滝沢環境組合の議会の議員その他非常勤職員にかかる災害補償に関する事務を岩手県市町村総合事務組合において共同処理するとともに、岩手県市町村総合事務組合同規約を一部変更することの協議に関し、議会の議決を得る必要がありましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定により、平成 22 年 9 月 17 日付けをもって専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により議事に報告し、承認を求めようとするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（斎藤 功君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤 功君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 9 号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤 功君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

議長（斎藤 功君） 日程第 7、議案第 10 号 岩手沿岸南部広域環境組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 岩間正行君登壇〕

事務局長（岩間 正行君） 只今、議題に供されました議案第 10 号、岩手沿岸南部広域環境組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 12 ページをご覧ください。この条例は、岩手沿岸南部クリーンセンターが平成 23 年 4 月 1 日から供用開始することに伴い、一般廃棄物の適正な処理を行い、もって環境衛生の工場に資する必要な事項を定めようとするものであります。

主な内容といたしましては、岩手沿岸南部クリーンセンターに直接搬入される一般廃棄物の処理手数料につきまして、家庭系廃棄物につきましては、20 キログラムまでは無料、20 キログラムを超え 100 キログラムまでは一律 100 円、100 キログラムを超える場合には、10 キログラムごとに 200 円を加算しようとするものであります。事業系廃棄物につきましては、10 キログラムごとに 200 円としようとするもの、その他、必要な事項を定めようとするものでございます。

この条例の施行期日につきましては、平成 23 年 4 月 1 日としようとするもので、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定



により提案するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（斎藤 功君） これより質疑を許します。11番、藤倉泰治議員  
議員（藤倉 泰治君） 条文に関し、1点、ご質問をさせていただきます。条例の第3条、組合及び構成市町の責務、第3条の3項に関してでございますけれども、組合及び市町は住民及び市内事業者に対して、廃棄物の減量、適正化するという文言がのっている訳ですけれども、今後支援事業を始めると同時に、減量問題、意識の醸成というのが組合としても大事な役割になってくるのですが、例えば、市町が行うべきであると思うのですが、この部分に関して、組合として今後どのような考えをお持ちなのか、そのへんについてお聞きいたします。

議長（斎藤 功君） 総務課長

総務課長（中井 吉隆君） ごみの減量化についてでございますが、ごみの一般の事務は市町村が行うわけでございますが、当組合といたしましても、時代の要請でございます資源循環型社会の形成を目指しまして、ごみの減量化を構成市町と一体となって進めて、広報なり、そういうもので周知を図り、ごみの減量化に資していきたいと考えております。

議長（斎藤 功君） 11番

議員（藤倉 泰治君） この、今回のシステムについては、各市町村でごみ減量が進めばある意味でコストが上がっていくという風なことがあって非常に組合としての構成市町内でのごみ減量化に対する取り組みが非常に重要になってくるとは思いますが、具体的な形での取り組みについての、来年度以降についてはお持ちなのでしょうか。

議長（斎藤 功君） 事業課長

事業課長（北野 和敏君） 今現在、具体的な構想を持っているかといわれれば、組合としては持ってはございません。基本的にはごみの収集減量については構成市町の仕事と理解しておりますので、我々といたしましてはそれを補完する何らかの形のものができるばというふうには考えております。

議長（斎藤 功君） 以上で質疑を終わります。これより議案第10号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤 功君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（斎藤 功君） 日程第8、議案第11号 岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算第2号を議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 岩間正行君登壇〕

事務局長（岩間 正行君） 只今、議題に供されました議案第11号、平成

22 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算第 2 号につきまして、ご説明申し上げます。

別冊となっております平成 22 年度補正予算書の 1 ページをご覧ください。本補正予算案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 57,497 千円を追加、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 6,249,257 千円とするものであります。2 ページから順次ご覧を願います。第 1 表歳入歳出予算補正におきまして、本補正予算案の概要をご説明申し上げます。歳入の内容といたしましては、第 7 款繰越金におきまして、前年度繰越額につきまして、既決予算額との差額を計上しております。第 8 款書収入におきまして、岩手沿岸南部クリーンセンターの試運転とあわせ構成市町のごみしよりに行う経費にかかる収入につきまして形状しております。

次に、歳出の主な内容といたしましては、第 2 款、総務費におきまして、旅費、印刷製本費等の所要額を計上しております。第 3 款衛生費におきましては、岩手沿岸南部クリーンセンターの試運転とあわせ構成市町のごみ処理を行う経費について所要額を計上しております。

4 ページをご覧ください。第 2 表債務負担行為補正についてご説明いたします。中継運搬業務委託につきまして、入札結果に基づき、限度額を 305,000 千円から 181,650 千円に減額するとともに、運搬ごみ量の変動や燃料費の変動リスクに対処できる内容の変更補正を行っております。

なお、只今ご説明申し上げました補正予算の詳細につきましては、同じ冊子となっております補正予算に関する説明書をご覧くださいと存じます。

以上、議案第 11 号、平成 22 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算第 2 号につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（斎藤 功君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤 功君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 11 号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤 功君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（斎藤 功君） 日程第 9、認定第 1 号 平成 21 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算を議題といたします。事務局長

〔事務局長 岩間正行君登壇〕

事務局長（岩間 正行君） 只今、議題に供されました認定第 1 号、平成 21 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算につきまして、ご説明申し

上げます。

別冊となっております、平成 21 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算書の 2 ページから 5 ページをご覧ください。平成 21 年度は、組合会計の最終予算額が、3,599,326 千円となり、これに対する決算額は、収入済額、3,599,330,390 円、支出済額 3,596,419,837 円となりまして、差引 2,910,553 円を 22 年度に繰り越ししております。

はじめに歳入についてであります。第 1 款、分担金及び負担金は、均等割 10 パーセントと、循環型社会形成推進地域計画の平成 23 年度ごみ処理見込み量に基づく利用割 90 パーセントで算出した額で、469,346 千円となっております。国庫支出金につきましては、平成 21 年度分循環型社会形成推進交付金が、1,377,435 千円となっております。組合債につきましては、平成 21 年度から事業が本格化したことに伴いまして、1,750,800 千円を借り入れしております。

次に、歳出につきまして、款別に今次決算の特徴的な事柄をご説明申し上げます。第 2 款総務費は、227,068,792 円で、主な内訳は人件費が約 60,840 千円、財政調整基金の積立金が 161,519 千円となっております。また、平成 20 年度決算額と比較いたしまして、38.5 パーセント、63,115,371 円の増となっておりますが、これは積立金の増によるものであります。第 3 款、衛生費は、3,365,127,391 円で、主な内訳は工事費が、3,283,024 千円、設計施工監理業務委託料が 44,667 千円、用地賃借料 9,843,600 円、電力工事負担金が 6,804 千円、事業費支弁人件費が 20,041,130 円となっております。第 4 款、公債費は 2,632,882 円で、平成 20 年度借入分の利子償還金となっております。

以上、ご説明いたしました組合会計歳入歳出決算の詳細につきましては、6 ページからの決算事項別明細書をご覧くださいと存じます。また、21 年度における主要事業の実施結果は、別冊としております主要施策の成果に関する説明書を、決算に対する監査委員の意見は、岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算審査意見書をご参照願います。

以上、認定第 1 号につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すもので、同法第 96 条第 1 項第 3 号の規定により提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（斎藤 功君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤 功君） 以上で質疑を終わります。これより認定第 1 号を採決いたします。本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤 功君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議長（斎藤 功君） 以上で本定例会に付議されました議案の全部を議了いたしました。各位には、熱心にご審議をいただき誠にありがとうございます。

これをもちまして平成 22 年 11 月岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労様ございました。

午前 11 時 35 分閉会

---

岩手沿岸南部広域環境組合議会議長 斎 藤 功

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員 菊 池 孝

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員 岩 崎 松 生